ウ 入学定員の削減

(要旨)

中教審法科大学院特別委員会では、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、法科大学院自らが主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学定員の見直し(削減)を求めている。

(入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は、19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571 人と1,254 人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している(平成 19 年度の 5,713 人が 23 年度には 3,620 人と 2,093 人減少)ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 60 法科大学院で 951 人の欠員が生じており、定員充足率は 79.19%となっている。

また、74 法科大学院のうち、定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、 平成21 年度は36 校、22 年度は37 校、23 年度は41 校(入学者募集を止めた1 校を除く。)と増加している。平成23 年度に定員充足率が80%を下回った41 校の分布をみると、20%未満が5 校、30%未満が4 校、40%未満が5 校、50% 未満が7 校、60%未満が11 校、70%未満が3 校、80%未満が6 校となっている。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例えば、定員充足率 20%未満の5校では、合格率5%未満が3校、平均の半分(11.77%)未満が1校、平均(23.54%)未満が1校となっている。

また、平成23年度の入学者数が10人に満たないものが11校あり、これらの 法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が5校、10%未満が2校、 15%未満が3校、平均(23.54%)未満が1校となっている。

さらに、入学定員規模別に、司法試験の合格率をみると、平均(23.54%)を超えている法科大学院は、30人未満のものが13校中1校(7.69%)、50人未満のものが32校中3校(9.38%)、100人未満のものが19校中8校(42.11%)、100人以上のものが9校中6校(66.67%)となっている。

(未修者に大きい入学定員の削減)

74 法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある 30 法科大学院 (平成 23 年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。) について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、未修者は 1,423 人から 1,050 人へと 373 人の削減(削減率 26.21%)、既修者は 2,007 人から 1,795 人へと 212 人の削減(削減率 10.56%)となっている。

その内訳をみると、i)未修者のみを削減しているものが 10 校で、未修者の

削減人数は 185 人 (既修者は 10 人増員)、 ii) 未修者の削減率を大きくしているものが 9 校で、削減人数は未修者が 130 人、既修者が 118 人、iii) 既修者のみを削減しているものが 4 校で、既修者の削減人数が 35 人、iv) 既修者の削減率を大きくしているものが 5 校で、削減人数は未修者が 38 人、既修者が 47 人、v) 未修者と既修者を同率で削減しているものが 2 校で、削減人数は未修者が 20 人、既修者が 22 人となっている。

(7) 制度の概要

(定員充足率の改善の必要性)

中教審法科大学院特別委員会報告では、「現在、74校の法科大学院(国立23校・公立2校・私立49校)が設置され、平成20年度の入学定員の総計は5,795人であるが、定員過欠員の状況は、平成16年度(177名超過)を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成20年度では388名(46法科大学院)の欠員が生じている。このうち、平成19年度及び20年度の2か年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は28校あり、そのうち入学定員の8割を満たしていない法科大学院が10校ある。」とし、定員充足率の改善の必要性を指摘している。

(入学定員の削減の必要性)

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、次のような状況がみられる法科大学院については、自ら主体的に入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要があると提言されている。

- ① 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが 困難な状況
- ② 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難な状況
- ③ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続(その見通しも含む。) している状況

また、中教審法科大学院特別委員会報告においては、そのような状況にない法科大学院においても、入学者の質の確保、教育体制の充実や大量の司法試験不合格者の削減などの観点から、入学定員の見直しに主体的に取り組み、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると提言されている。

(イ) 政策効果の把握結果

a 74 法科大学院の定員削減状況

74 法科大学院では、この方針を受け、平成 20 年度以降、それぞれ入学 定員を削減し、入学定員の総計は 19 年度の 5,825 人が 23 年度には 4,571 人と 1,254 人の削減となっている。しかし、それ以上に入学者数が減少している (平成 19 年度の 5,713 人が 23 年度には 3,620 人と 2,093 人減少)ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 60 法科大学院で 951 人の欠員が生じており、定員充足率は 79.19%となっている (図表 2-(2)-0-0参照)。

図表 2-(2)-ウー① 入学者数等の推移(74法科大学院)

(単位:人、%)

	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5, 590	5,825	5,825	5,825	5, 795	5, 765	4,906	4,571
志願者数	72,800	41,756	40,341	45, 207	39, 555	29,714	24,014	22,927
入学者数	5, 767	5, 544	5, 784	5, 713	5, 397	4,844	4, 122	3,620
欠 員	▲ 177	281	41	112	398	921	787	951
定員充足率	103.17	95.18	99.30	98.08	93.13	84.02	83.97	79.19

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

74 法科大学院のうち、定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウー②のとおり、平成21年度は36校、22年度は37校、23年度は41校(入学者募集を止めた1校を除く。)と増加している。また、3年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-ウー③のとおり、27校となっている。

平成 23 年度に定員充足率が 80%を下回った 41 校の定員充足率の分布をみると、図表 2 - (2) - ウー④のとおり、20%未満が 5 校、30%未満が 4 校、40%未満が 5 校、50%未満が 7 校、60%未満が 11 校、70%未満が 3 校、80%未満が 6 校となっている。

このうち、定員充足率 20%未満の 5 校における平成 23 年司法試験合格率をみると、図表 2-(2)-ウー⑤のとおり、5%未満のものが 3 校、平均の半分(11.77%)未満のものが 1 校となっている。

また、平成 23 年度の入学者数が 10 人に満たないものが 11 校あり、このうち前年度 (22 年度) も入学者数が 10 人に満たなかったものが 4 校ある (図表 $2-(2)-\dot{p}-\hat{6}$ 参照)。

これら 11 校における平成 23 年司法試験合格率をみると、図表 2 - (2) - ウ- ⑥のとおり、5 %未満のものが 5 校、10%未満のものが 2 校、15% 未満のものが 3 校、平均 (23.54%) 未満のものが 1 校となっている。

さらに、入学定員規模別に、平成 23 年度司法試験合格率をみると、図表 2-(2)-ウー⑦のとおり、合格率が平均 (23.54%) を超えている法科大学院は、30 人未満のものが 13 校中 1 校 (7.69%)、50 人未満のものが 32 校中 3 校 (9.38%)、100 人未満のものが 19 校中 8 校 (42.11%)、100 人以上のものが 9 校中 6 校 (66.67%) となっている。

図表 2 - (2) - ウ - ② 定員充足率が80%を下回っている法科大学院(74法科大学院)

(単位:校)

	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	3	10	8	6	16	36	37	41

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ-③ 3 年連続して定員充足率が80%を下回っている法科大学院

(単位:人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
	入学定員	50	30	30
	合格者数	34	23	12
A大学	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67
	司法試験合格率	12.12	5. 13	5. 56
	入学定員	60	35	35
	合格者数	66	36	36
B大学	入学者数	29	22	26
	定員充足率	48.33	62.86	74. 29
	司法試験合格率	17.28	10.98	10.39
	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
C大学	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5.71	2.50
	入学定員	100	70	70
	合格者数	79	76	50
D大学	入学者数	47	43	27
	定員充足率	47.00	61.43	38. 57
	司法試験合格率	14.81	10.17	6. 38
	入学定員	60	50	50
	合格者数	73	106	60
E大学	入学者数	33	29	24
	定員充足率	55.00	58.00	48.00
	司法試験合格率	8.99	3.61	9.41
F大学	入学定員	50	40	40

	合格者数	66	37	30
	入学者数	31	25	16
	定員充足率	62.00	62.50	40.00
	司法試験合格率	10.91	7. 35	6.94
	入学定員	50	50	45
	合格者数	76	47	35
G大学	入学者数	33	28	15
	定員充足率	66.00	56.00	33. 33
	司法試験合格率	10.42	13. 24	2.53
	入学定員	50	40	30
	合格者数	45	17	23
H大学	入学者数	21	5	15
	定員充足率	42.00	12.50	50.00
	司法試験合格率	6.00	3.64	9.86
	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
I 大学	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
	入学定員	50	35	35
	合格者数	53	34	22
J大学	入学者数	20	17	13
	定員充足率	40.00	48.57	37.14
	司法試験合格率	6.67	15.09	6. 56
	入学定員	30	30	30
	合格者数	53	39	17
K大学	入学者数	16	16	14
	定員充足率	53.33	53.33	46.67
	司法試験合格率	12.50	5. 45	10.87
	入学定員	70	60	60
	合格者数	90	54	61
L大学	入学者数	53	41	38
	定員充足率	75.71	68.33	63.33
	司法試験合格率	12.90	7. 23	6.90
	入学定員	40	35	35
M大学	合格者数	33	30	22
	入学者数	21	19	19

	定員充足率	52.50	54. 29	54. 29
	司法試験合格率	26. 09	27. 45	15. 56
	入学定員	30	20	20
	合格者数	36	26	22
N大学	入学者数	23	13	10
八八子	定員充足率	76. 67	65.00	50.00
	司法試験合格率	11.11	16. 22	14.89
	入学定員	40	25	25
	合格者数	50	38	52
O大学	入学者数	19	16	18
0八子	定員充足率	47. 50	64. 00	72.00
	司法試験合格率	22. 45	31. 48	23. 44
	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
P大学	入学者数	16	10	4
1 人子	定員充足率	45. 71	28. 57	16.00
	司法試験合格率	15. 38	8. 82	2.44
	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
Q大学	入学者数	23	10	4
Q N F	定員充足率	76. 67	33. 33	16.00
	司法試験合格率	15. 79	14. 29	20.51
	入学定員	50	50	40
	合格者数	97	83	78
R大学	入学者数	36	27	26
化火手	定員充足率	72.00	54. 00	65.00
	司法試験合格率	30. 51	13. 70	26. 25
	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
S大学	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1. 96	5. 41	3. 23
	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
T大学	入学者数	33	11	4
- / • •	定員充足率	66.00	24. 44	13.33
	司法試験合格率	5. 56	5. 45	2.63
	これを受けれては十	0.00	0. 10	2.03

日大学 合格者数 58 52 48 入学者数 23 22 19 定員充足率 38.33 55.00 47.50 可診験合作率 18.00 14.04 13.79 人学定員 60 35 35 合格者数 53 35 17 入学者数 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 市談験合格率 10.71 10.26 2.63 入学定員 30 20 20 合格者数 8 0 定員元足率 16.67 0.00 定員元足率 16.67 0.00 0.00 人学者数 5 0 0 0 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 可診験合格率 4.35 10.34 8.70 Y大学 25 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 市送験合格率 27 13.6 15 合格者数 27 13.6 15 合格者数 27 23 8 定員充足率 54.00 <t< th=""><th></th><th>1 半六日</th><th>C 0</th><th>4.0</th><th>4.0</th></t<>		1 半六日	C 0	4.0	4.0
以大学 入学者数 23 22 19 定員充足率 38.33 55.00 47.50 部議験格率 18.00 14.04 13.79 人学定員 60 35 35 合格者数 53 35 17 人学名数 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 市試験价格率 10.71 10.26 2.63 人学定員 30 20 20 合格者数 8 0 定員充足率 16.67 0.00 定員充足率 16.67 0.00 定員充足率 16.67 0.00 0.00 合格者数 27 12 15 入学名数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司誌聯絡等 4.35 10.34 8.70 文学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 <t< td=""><td></td><td>入学定員</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td></t<>		入学定員	60	40	40
定員充足率 38.33 55.00 47.50 可能執験信率 18.00 14.04 13.79 人学定員 60 35 35 合格者数 53 35 17 入学者数 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 可能減虧信率 10.71 10.26 2.63 人学定員 30 20 20 合格者数 8 0 定員充足率 16.67 0.00 定員充足率 16.67 0.00 0.00 大学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 大学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 可能験合作率 4.35 10.34 8.70 女学者数 40 34 15 大学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 市該報合等	I W				
下記談会格字	U大字	-			
V大学 入学定員 合格者数 60 35 35 入学者数 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 可能缺餘格率 10.71 10.26 2.63 入学定員 30 20 20 合格者数 8 0 定員充足率 16.67 0.00 定員充足率 16.67 0.00 0.00 人学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 大学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 大学定員 30 20 20 市格者数 27 12 15 大学定員 50 30 30 大学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 大学定員 50 30 30 定員充足率 54.00 76.67 26.67 市送缺餘格率 12.77					
V大学 合格者数 53 35 17 入学者数 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 市試験合格率 10.71 10.26 2.63 人学定員 30 20 20 合格者数 8 0 - 定員充足率 16.67 0.00 - 定員充足率 16.67 0.00 0.00 人学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 人学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 市試験合格率 4.35 10.34 8.70 人学者数 40 34 15 人学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 市試験合格率 12.77 11.67 14.29 乙大学 裁 30 15 15 合格者数 27 16 12 大学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12			18.00	14.04	13.79
V大学 入学者数 定員充足率 30 8 9 定員充足率 50.00 22.86 25.71 司法課金格率 10.71 10.26 2.63 入学定員 30 20 20 合格者数 8 0 - 大学者数 5 0 - 定員充足率 16.67 0.00 - 可能課金格率 7.69 0.00 0.00 人学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 大学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法整合格率 4.35 10.34 8.70 人学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 人学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法整合格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 人学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 可能課金格率 5.71 0.00 6.25 AA大学 44 32 20 </td <td></td> <td></td> <td>60</td> <td>35</td> <td>35</td>			60	35	35
定員充足率 50.00 22.86 25.71 司法議會合律 10.71 10.26 2.63 人学定員 30 20 20 合格者数 8 0 - 人学者数 5 0 - 定員充足率 16.67 0.00 - 可試議合格率 7.69 0.00 0.00 人学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 人学者数 18 11 10 定員元足率 60.00 55.00 50.00 可試験合格率 4.35 10.34 8.70 人学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司試験合格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 大学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 可試験合格率 5.71 0.00 6.25 AA大学 44 32 20 人学者数 17 15 11 定員		合格者数	53	35	17
回法映像格率	V大学	入学者数	30	8	9
W大学 入学定員 合格者数 30 20 20 合格者数 8 0 - 人学者数 5 0 - 定員充足率 16.67 0.00 0.00 八学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司は訓練合格率 4.35 10.34 8.70 入学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司狀訓練合格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司此訓練合格率 5.71 0.00 6.25 人学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員		定員充足率	50.00	22.86	25.71
W大学 合格者数 8 0 一元定員充足率 16.67 0.00 一元定員充足率 16.67 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 20 <td< td=""><td></td><td>司法試験合格率</td><td>10.71</td><td>10.26</td><td>2.63</td></td<>		司法試験合格率	10.71	10.26	2.63
W大学 入学者数 5 0 一定員充足率 市誌議會格率 7.69 0.00 0.00 入学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法議會格率 4.35 10.34 8.70 入学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法議會格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法議會格率 5.71 0.00 6.25 AA 大学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		入学定員	30	20	20
定員充足率 16.67 0.00 一 可試験合格率 7.69 0.00 0.00 入学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 可試験合格率 4.35 10.34 8.70 入学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 可試験合格率 12.77 11.67 14.29 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 可試験合格率 5.71 0.00 6.25 AA大学 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		合格者数	8	0	_
水学定員 7.69 0.00 0.00 入学定員 30 20 20 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法試験合格率 4.35 10.34 8.70 入学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 大学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法試験合格率 12.77 11.67 14.29 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法試験合格率 5.71 0.00 6.25 AA 大学 40 30 30 合格者数 44 32 20 合格者数 44 32 20 合格者数 44 32 20 合格者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67	W大学	入学者数	5	0	_
X大学 入学定員 30 20 20 6格者数 27 12 15 15		定員充足率	16.67	0.00	_
X大学 合格者数 27 12 15 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法試験合格率 4.35 10.34 8.70 人学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 人学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法談給格率 12.77 11.67 14.29 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法談給合格率 5.71 0.00 6.25 人学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		司法試験合格率	7.69	0.00	0.00
X大学 入学者数 18 11 10 定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法談論合格率 4.35 10.34 8.70 人学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法談論合格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法談論合格率 5.71 0.00 6.25 人学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		入学定員	30	20	20
定員充足率 60.00 55.00 50.00 司法献除合格率 4.35 10.34 8.70 入学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法試験合格率 12.77 11.67 14.29 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法試験合格率 5.71 0.00 6.25 AA 大学 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		合格者数	27	12	15
可法試験合格率 4.35 10.34 8.70 人学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法試験合格率 12.77 11.67 14.29 人学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法議会格率 5.71 0.00 6.25 人学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67	X大学	入学者数	18	11	10
大学定員 50 30 30 合格者数 40 34 15 入学者数 27 23 8 定員充足率 54.00 76.67 26.67 司法款験合格率 12.77 11.67 14.29 入学定員 30 15 15 合格者数 27 16 12 入学者数 14 9 7 定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法款験合格率 5.71 0.00 6.25 入学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		定員充足率	60.00	55.00	50.00
Y大学合格者数403415入学者数27238定員充足率54.0076.6726.67司法談除合格率12.7711.6714.29入学定員301515合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25AA 大学入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		司法試験合格率	4. 35	10.34	8.70
Y大学入学者数27238定員充足率54.0076.6726.67司法試験合格率12.7711.6714.29入学定員301515合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25AA 大学入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		入学定員	50	30	30
定員充足率54.0076.6726.67司法試験合格率12.7711.6714.29入学定員301515合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25AA 大学443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		合格者数	40	34	15
司法試験合格率12.7711.6714.29入学定員301515合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67	Y大学	入学者数	27	23	8
乙学定員301515合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25AA 大学入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		定員充足率	54.00	76.67	26.67
Z大学合格者数271612入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		司法試験合格率	12.77	11.67	14. 29
乙大学入学者数1497定員充足率46.6760.0046.67司法試験合格率5.710.006.25入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		入学定員	30	15	15
定員充足率 46.67 60.00 46.67 司法試験合格率 5.71 0.00 6.25 入学定員 40 30 30 合格者数 44 32 20 入学者数 17 15 11 定員充足率 42.50 50.00 36.67		合格者数	27	16	12
司法試験合格率5.710.006.25入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67	Z大学	入学者数	14	9	7
入学定員403030合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		定員充足率	46.67	60.00	46.67
AA 大学合格者数443220入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		司法試験合格率	5. 71	0.00	6.25
AA 大学入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67		入学定員	40	30	30
AA 大学入学者数171511定員充足率42.5050.0036.67			44	32	20
定員充足率 42.50 50.00 36.67	AA 大学		17	15	11
			42.50	50.00	36.67
11.10 1.00		司法試験合格率	10.00	11.76	7.69

⁽注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

² W大学は、平成23年度から入学者募集を停止している。

図表 2-(2)-ウ-④ 平成23年度に定員充足率80%未満の41法科大学院の分布

(単位:校)

Ī		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%
		以上						
		20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%
		未満						
Ī	法科大学院数	5	4	5	7	11	3	6

⁽注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑤ 平成23年度の定員充足率が20%未満の法科大学院

(単位:人、%)

法科大学院名	区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
A大学	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5. 41	3.23
	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
B大学	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5. 56	5. 45	2.63
	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
C大学	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28.57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
D大学	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33. 33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14. 29	20.51
	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
E大学	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7. 58	3.70	11.46

⁽注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑥ 平成23年度の入学者数が10人に満たない法科大学院 (単位:人、%)

法科大学院名	区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
	入学定員	35	35	25
	合格者数	30	23	17
A大学	入学者数	16	10	4
	定員充足率	45.71	28. 57	16.00
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
	入学定員	30	30	25
	合格者数	78	52	20
B大学	入学者数	23	10	4
	定員充足率	76.67	33.33	16.00
	司法試験合格率	15.79	14. 29	20.51
	入学定員	60	40	40
	合格者数	67	34	11
C大学	入学者数	19	7	4
	定員充足率	31.67	17.50	10.00
	司法試験合格率	1.96	5. 41	3. 23
	入学定員	50	45	30
	合格者数	75	26	11
D大学	入学者数	33	11	4
	定員充足率	66.00	24.44	13.33
	司法試験合格率	5.56	5.45	2.63
	入学定員	30	15	15
	合格者数	27	16	12
E大学	入学者数	14	9	7
	定員充足率	46.67	60.00	46.67
	司法試験合格率	5.71	0.00	6.25
	入学定員	50	40	40
	合格者数	75	42	20
F大学	入学者数	40	16	7
	定員充足率	80.00	40.00	17.50
	司法試験合格率	7. 58	3.70	11.46
	入学定員	50	30	30
G大学	合格者数	34	23	12
· 八子	入学者数	18	14	8
	定員充足率	36.00	46.67	26.67

	司法試験合格率	12.12	5. 13	5. 56
	入学定員	30	25	25
	合格者数	31	14	14
H大学	入学者数	16	10	8
	定員充足率	53.33	40.00	32.00
	司法試験合格率	16.67	5. 71	2.50
	入学定員	50	30	30
	合格者数	40	34	15
I 大学	入学者数	27	23	8
	定員充足率	54.00	76.67	26.67
	司法試験合格率	12.77	11.67	14. 29
	入学定員	50	40	40
	合格者数	60	19	15
J大学	入学者数	30	9	9
	定員充足率	60.00	22.50	22.50
	司法試験合格率	7.14	9.09	12.50
	入学定員	60	35	35
	合格者数	53	35	17
K大学	入学者数	30	8	9
	定員充足率	50.00	22.86	25.71
	司法試験合格率	10.71	10.26	2.63

⁽注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - ウ - ⑦ 入学定員規模別の司法試験合格率が平 均以上の法科大学院

30 人未満	30 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上
13 校中 1 校	32 校中 3 校	19 校中 8 校	9 校中 6 校
(7.69%)	(9.38%)	(42.11%)	(66.67%)

⁽注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 調査対象 38 法科大学院の定員削減状況

当省が実地調査した 38 法科大学院においても、平成 22 年度以降、それぞれ入学定員を削減し、入学定員の総計は 21 年度の 3,380 人が 23 年度は 2,651 人と 729 人の削減 (削減率 21.57%) となっているが、それ以上に入学者数の減少率が高い (21 年度の 2,915 人が 23 年度は 2,236 人と 679

² 入学者募集を止めた1校は除いてある。

人減少。減少率 23.29%) ことから、欠員は解消されておらず、23 年度は 32 法科大学院で 415 人の欠員が生じており、定員充足率は 84.35% となっている (図表 $2-(2)-\dot{p}-(8)$ 参照)。

図表 2-(2)-ウ-⑧ 入学者数等の推移(38法科大学院)

(単位:人、%)

	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	3, 185	3, 380	3,380	3, 380	3,380	3,380	2,866	2,651
志願者数	39, 513	22, 461	22, 171	24, 424	21, 224	16, 456	15, 251	14, 247
入学者数	3, 264	3, 217	3, 384	3, 313	3, 166	2,915	2,529	2,236
欠 員	▲ 79	163	▲ 4	67	214	465	337	415
定員充足率	102.48	95.18	100.12	98.02	93.67	86.24	88.24	84.35

(注) 当省の調査結果による。

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、定員充足率が 80% を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)- p- 9 のとおり、平成 20 年度は 8 校であったものが、21 年度に 17 校に急増し、23 年度は 21 校に増加している。

平成 23 年度に定員充足率が 80%を下回った 21 校の定員充足率の分布をみると、図表 2 - (2) - ウー⑩のとおり、10%以上 20%未満が 2 校、20%以上 30%未満が 2 校、30%以上 40%未満が 3 校、40%以上 50%未満が 2 校、50%以上 60%未満が 7 校、60%以上 70%未満が 2 校、70%以上 80%未満が 3 校となっている。

なお、定員充足率が 80%を下回る法科大学院が急増した時期は、競争性の確保のための合格者の厳選が始まった時期と一致している(上述 2 - (2) - イ参照)。

図表 2 - (2) - ウ-⑨ 定員充足率が80%を下回っている法科大学院(38法科大学院)

(単位:校)

	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	3	3	3	8	17	18	21

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ウ - ⑩ 平成23年度に定員充足率80%を下回っている21法科大学 院の分布

単位:校

	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%
	以上						
	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%
	未満						
法科大学院数	2	2	3	2	7	2	3

⁽注) 当省の調査結果による。

c 入学定員を削減しても定員充足率が改善されない例

O A大学

A大学は、開学(平成 16 年度)以来、定員充足率は最も高くても 17 年度の 66.67%であり、入学者が一桁にまで減少した 22 年度、23 年度は、それぞれ 22.86%、25.71%となっている(図表 2-(2)-p-10参照)。

これは、入学定員(規模)が入学者数(実需)を上回って設定されていたためと考えられたことから、A大学では、平成22年度に過去の入学者数(実需)に見合った規模に入学定員を削減した(60名から35名に削減)。しかし、平成22年度の入学者数は8名と21年度よりも22名減少し、定員充足率は改善されていない。

これについて、A大学では、入学者は司法試験の合格実績で法科大学院を選択する傾向にあり、更なる入学定員の削減は、私学として経営上難しいと考えているとしている。

図表 2 - (2) - ウ - ① A大学における入学者数の推移

(単位:人、%)

							(+14.	/ (/ / / / /
	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	60	60	60	60	60	60	35	35
志願者数	846	336	166	110	103	70	64	34
入学者数	35	40	29	36	33	30	8	9
欠 員	25	20	31	24	27	30	27	26
定員充足率	58.33	66.67	48.33	60.00	55.00	50.00	22.86	25.71

(注) 当省の調査結果による。

d 定員充足率が改善された例

O A大学

平成 21 年度、22 年度と定員充足率が 80%を下回っていたが、23 年度には定員充足率が 124.00%と一転して過員となっている (図表 2 - (2) - (2) - (2) の (3) の (3) の (4) の (4) の (5) の (5)

これについて、A大学では、平成 22 年度に入学定員を削減した(60名から 30名に削減)が、定員充足率が下がった(51.67%から 33.33%)ため、23年度に更に入学定員を削減する(30名から 25名に削減)とともに、入学者に対する経済的支援の強化している(詳細は、2-(2)-(4)-e参照)。

図表 2 - (2) - ウ - ⑫ A 大学における入学者数の推移

(単位:人、%)

	平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	_	60	60	60	60	60	30	25
志願者数	_	373	335	303	202	161	65	189
入学者数	_	58	60	58	51	31	10	31
欠 員	_	2	0	2	9	29	20	▲ 6
定員充足率	_	96.67	100.00	96.67	85.00	51.67	33.33	124.00

(注) 当省の調査結果による。

e 未修者に大きい入学定員の削減

74 法科大学院のうち、入学定員に未修者、既修者の別がある 30 法科大学院(平成 23 年度時点。新たに未修者、既修者の別を設けた法科大学院を除く。)について、未修者、既修者別の入学定員の削減状況をみると、図表 2 - (2) - ウー③のとおり、i)未修者のみを削減しているものが 10 法科大学院で、未修者の削減人数は 185 人(既修者は 10 人増員)、ii)未修者の削減率を大きくしているものが 9 法科大学院で、削減人数は未修者が 130 人、既修者が 118 人、iii)既修者のみを削減しているものが 4 法科大学院で、既修者の削減人数は 35 人、iv)既修者の削減率を大きくしているものが 5 法科大学院で、削減人数は未修者が 38 人、既修者が 47 人、v)未修者と既修者を同率で削減しているものが 2 法科大学院で、削減人数は未修者が 20 人、既修者が 22 人となっている。

上記i)及びii)の19法科大学院(63.33%)は、規模が比較的大きい大学院が多い(削減後の定員規模が80名以上の法科大学院が14校)ことから、30法科大学院の総計でみると、未修者は1,423人から1,050人へと373人の削減(削減率26.21%)、既修者は2,007人から1,795人へと212人の削減(削減率10.56%)となっている(図表2-(2)-ウー®参照)。

図表 2 - (2) - ウ - ⑬ 30法科大学院における未修者・既修者別の定員削減状況 (単位:人、%)

全体 未修者	既修者
A大学 100→80 (-20.0) 45→25 (-44.4)	$55 \rightarrow 55 (0.0)$
B大学 $100 \rightarrow 80 (-20.0)$ $45 \rightarrow 25 (-44.4)$	$55 \rightarrow 55 (0.0)$
C 大学 $100 \rightarrow 90 \ (-10.0)$ $50 \rightarrow 40 \ (-20.0)$	$50 \rightarrow 50 \ (0.0)$
未 D大学 50→45 (-10.0) 30→25 (-16.7)	$20 \rightarrow 20 \ (0.0)$
	$200 \rightarrow 200 \ (0.0)$
の F大学 100→80 (-20.0) 50→30 (-40.0)	$50 \rightarrow 50 \ (0.0)$
β G 大学 100→80 (-20 0) 40→20 (-50 0)	$60 \rightarrow 60 \ (0.0)$
を 100→80 (-20 0) 60→30 (-50 0)	$40 \rightarrow 50 \ (25.0)$
刊 1 十学 60~50(-16 7) 25~25(-29 6)	$25 \rightarrow 25 (0.0)$
減 $ 1 \land 7 \rangle$	$50 \rightarrow 50 \ (0.0)$
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	605→615
小 計 (-15.8) 505→320 (-36.6)	(1.7)
	$00 \rightarrow 165 \ (-17.5)$
	$70 \rightarrow 60 \ (-14.3)$
N + 25	$45 \rightarrow 42 \ (-7.7)$
77 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	$80 \rightarrow 160 \ (-11.1)$
	$00 \rightarrow 100 \ (-11.1)$ $00 \rightarrow 90 \ (-10.0)$
	$40 \rightarrow 125 \ (-10.7)$
	$35 \rightarrow 30 \ (-14.3)$
	$00 \rightarrow 90 \ (-10.0)$
	$60 \rightarrow 50 \ (-16.7)$
	` ′
1,475→1,227 545→415 (-16.8) (-23.9)	$930 \rightarrow 812$ (-12.7)
	$35 \rightarrow 25 \ (-28.6)$
	$50 \rightarrow 35 \ (-30.0)$
	$42 \rightarrow 37 \ (-11.9)$
7	$40 \rightarrow 35 \ (-12.5)$
E	<u> </u>
削 小 計 $245 \rightarrow 210$ $78 \rightarrow 78$ (-14.3) (0.0)	$167 \rightarrow 132$
1/93	(-21.0)
M · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$15 \rightarrow 12 \ (-20.0)$
	$20 \rightarrow 15 \ (-25.0)$
	$70 \rightarrow 55 \ (-21.4)$
	$10 \rightarrow 6 \ (-40.0)$
	$80 \rightarrow 60 \ (-25.0)$
率	$195 \rightarrow 148$
(-21.8)	(-24.1)
	$10 \rightarrow 8 \ (-20.0)$
	$00 \rightarrow 80 \ (-20.0)$
率 210→168 100→80	
小 計 100 00	110→88
計 (-20.0) 計 (-20.0) (-20.0)	
小 到 100 100	110→88

⁽注) 当省の調査結果による。

f 未修者を標準とする制度の理念と矛盾している例

A大学では、司法試験合格率が既修者(平成20年度修了者の21年試験の合格率は、61.76%)に比べ低い未修者(同21.31%)については、入学者の質の向上を図るため競争倍率を高め、厳選した入学者に対して少人数による手厚い教育を行う必要があるとしている。

そのため、平成22年度の入学定員の見直しに当たっては、未修者の定員を60名から30名に削減する一方、既修者の定員を40名から50名に増員している。

未修者教育を強化するため、入学者選抜試験において法曹となるべき能力を持った者を厳選することや入学した者に少人数による手厚い教育を行うことは重要なことであるが、多様な人材を法曹に受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者(3年課程)を標準とする法科大学院制度設計を踏まえれば、多様な人材の受皿となる未修者の定員を削減する一方で既修者の定員を増員することは、制度の趣旨に反することがないように注意することが必要である。

g 非法学部出身者及び社会人の入学動向

非法学部出身者及び社会人の入学動向をみると、図表 2 - (2) - ウー⑭のとおり、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が、未修者に入学しており、この傾向は、平成16年度以降ほぼ変わっていない(平成23年度は、非法学部出身者748人中545人(72.86%)、社会人764人中469人(61.39%)が未修者に入学)。

図表 2 - (2) - ウ - ⑭ 非法学部出身者及び社会人の入学動向

(単位:人、%)

									/ (/ 0 /
		平 成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-di	=法学部	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410	1,224	868	748
オ	+ 広 子 司	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	既修者	311	213	311	314	256	278	204	203
	死 修 有	15.64	12.83	19.03	21.07	18.16	22.71	23.50	27.14
	未修者	1,677	1,447	1,323	1, 176	1, 154	946	664	545
		84.36	87.17	80.97	78.93	81.84	77. 29	76.50	72.86
計	:会人	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764
17		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	既修者	1,038	687	718	717	597	464	348	295
		37. 18	32.86	37.30	39.09	37.10	35.75	35.05	38.61
	土 修 孝	1,754	1, 404	1, 207	1, 117	1,012	834	645	469
	未修者	62.82	67.14	62.70	60.91	62.90	64. 25	64.95	61.39

(注) 1 当省の調査結果による。

² 各欄の上段は人数、下段はその割合である。

(ウ) 評価の結果

(入学定員の見直しと定員充足率)

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して入学定員の適正化を促した結果、74 法科大学院全てにおいて、平成 20 年度以降、それぞれ入学定員を削減しているが、定員充足率が 80%を下回っている法科大学院は、平成 21 年度は 36 校、22 年度は 37 校、23 年度は 41 校と増加している。

定員充足率の低い法科大学院は、司法試験の合格率も低い傾向にあり、例 えば、定員充足率 20%未満の5校では、合格率5%未満が3校、平均の半 分(11.77%)未満が1校、平均(23.54%)未満が1校となっている。

また、平成23年度の入学者数が10人に満たないものが11校あり、これらの法科大学院も、司法試験の合格率が低く、5%未満が5校、10%未満が2校、15%未満が3校、平均(23.54%)未満が1校となっている。

これら定員充足率の極端に低い法科大学院や入学者数の極端に少ない法 科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った 更なる入学定員の見直しが求められる。

また、入学定員規模別にみても、司法試験合格率が平均(23.54%)を超えている法科大学院が、定員30人未満校では13校中1校(7.69%)であるのに対し、定員100人以上校では9校中6校(66.67%)であり、法科大学院の教育の質を確保するためには、一定程度の入学定員規模を確保することが必要と判断される。

入学定員規模の小さい法科大学院に対し、教育の質を確保する観点から、 更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な 法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定される。

(未修者に大きい入学定員の削減)

入学定員に未修者、既修者の別がある法科大学院においては、30 校中 19 校が未修者の定員削減率を既修者の定員削減率より大きくしている。

未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくしている法科大学院は、その理由として、未修者教育の強化(入学者選抜試験において法曹となるべき能力を厳選することや入学者した者に少人数による手厚い教育を行うこと)を挙げている。

しかし、非法学部出身者の7割から8割が、社会人の6割から7割が未修者に入学しており、未修者が非法学部出身者及び社会人の受皿となっていることが推察される。

以上のことから、入学定員の削減に関しては、次のような課題が認められる。

定員充足率が極端に低い法科大学院や入学者数が極端に少ない法科大学院については、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しを求めるべきである。

入学定員規模の小さい法科大学院について、教育の質を確保する観点から、 更なる入学定員の削減を求める場合、実入学者に見合った定員削減が困難な 法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定される が、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要であ る。

入学定員の見直しに当たって、未修者のみの削減や未修者の削減率を大きくすることは、多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念や未修者(3年課程)を標準とする法科大学院制度設計に反することがないよう注意することが必要である。